

平成19年度国民健康保険決算 についてお知らせします



国保マスコット
健康まもるくん

平成19年度国民健康保険決算状況

◇歳入（単位：千円）

項目	決算額	前年度比増減
①保険税	一般分	1,796,142 ▲2.0%
	退職分	505,886 9.0%
	合計	2,302,028 0.2%
②国庫支出金	2,212,298 ▲8.0%	
③療養給付費等交付金	1,410,748 18.6%	
④県支出金	449,329 10.9%	
⑤繰入金	597,784 89.2%	
⑥共同事業交付金	796,736 57.8%	
⑦繰越金	49,962 ▲84.8%	
⑧その他	15,095 ▲48.9%	
⑨合計	7,833,980 4.8%	

◇歳出（単位：千円）

項目	決算額	前年度比増減
⑩総務費	116,177 12.7%	
⑪保険給付費	一般分	3,397,525 ▲0.5%
	退職分	1,637,256 14.1%
	合計	5,034,781 3.8%
⑫老人保健拠出金	1,367,724 ▲7.7%	
⑬介護納付金	459,602 ▲8.0%	
⑭共同事業拠出金	793,612 84.0%	
⑮保健事業	14,369 10.2%	
⑯その他	21,213 ▲57.3%	
⑰合計	7,807,478 5.1%	

歳入は前年度比
約4・8%の増加

歳入のうち、療養給付費等交付金（表中③）や共同事業交付金（同⑥）の伸び率は高くなっていますが、中心となる保険税（同①）がわずか0・2%増にとどまり、全体では前年度比約4・8%の増加となっております。

歳出は前年度比
約5・1%の増加

歳出の多くを占めている（全体の約64・5%）のは、加入者の医療受診にかかる保険給付費（同⑪）です。このうち一般分についてはほぼ横ばいでしたが、退職分が増加したため、保険給付費全体では3・8%の増加となりました。

わたしたちの国保

国民健康保険ガイド

国保加入世帯 13,027世帯
被保険者数 24,515人
(平成20年11月30日現在)
お問い合わせ先
保険課 ☎⑤1116
総合支所健康福祉課 ☎②1331
(内線315)

また、平成18年10月に創設された高額療養費共同事業拠出金の増加（平成18年度は半年分の支出だったものが19年度は1年分の支出になった）により、共同事業拠出金（同⑭）は前年度比84・0%の増加となり、歳出全体では前年度比約5・1%の増加となりました。

◆健康づくりを心がけよう
国保財政の健全化には、医療費の節減、つまり加入者の健康の維持増進が最も効果的です。

◆国保財政の健全化
（国保の健康）にご協力を

みなさんに納めていただいている保険税は、保険給付費（医療費）だけでなく、老人保健に対する拠出金や介護納付金などをまかなう、国保財政運営の重要な財源です。次の点に注意して、『国保の健康』にご協力ください。



みんな元気で国保も元気！

◆医療受診は適切に
お医者さんをかけ持ちしたり、薬をたくさん欲しがったりするのはやめましょう。かかりつけのお医者さんを持ち、お医者さんの指示に従う、適正な受診を心がけてください。

◆保険税は納期限までに
加入者のみなさんが、保険税をきちんと納めていただくことによって、国保財政は健全に運営されています。保険税は納期限までに必ず納入してください。

なお、納入が困難な場合もそのまま放置せず、ご相談ください。

ご存じですか

国保のあんなこと こんなこと

出産育児一時金が38万円に

1月以降、「産科医療補償制度」に加入している医療機関で出産した場合には、現行の35万円に3万円を加算した38万円を出産育児一時金として支給します。



用意 産科医療補償制度の「登録証（妊婦用）」
※登録証は、産科医療補償制度に加入している医療機関から交付されます。

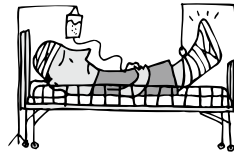
現金給付の申請時効は2年です

手続きは忘れずに

現金給付(高額療養費・海外療養費・移送費・治療用器具にかかる費用など)の申請時効は、診療月などの翌月から起算して、2年となっています。

該当する人は、お早めに申請してください。

なお、「限度額適用認定証」の交付を受けている人(70歳未満)は、原則として、高額療養費の払い戻しはありません。



70～74歳のみなさんの負担割合は 来年度も据え置きに



「国民健康保険高齢受給者証」(受給者証)を持つ人の受診時の負担割合は、平成21年度も1割(現役並み所得者は3割)です。

新しい受給者証は3月下旬に郵送します。

保険税の年金天引きを

口座振替に変更できます

昨年10月上旬に「特別徴収開始通知書」を送付した世帯の保険税は、年金天引き(特別徴収)になっていますが、申し出により口座振替(普通徴収)に変更することができます。

※変更(新たに口座振替を希望する人)の際には、金融機関への手続きが必要となります。

※申し出後、口座振替に切り替わるまでには3～4か月かかります。その間は、年金天引きになります。

自分の健康状態
チェックしていますか？

特定健康診査 を受けましょう

特定健診↓保健指導で
将来の重症化を防止

特定健康診査(特定健診)

は、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」に着目したもので、今年度から開始されました。

特定健診の結果、内臓脂肪症候群または予備群と診断された人は、そのままでは脳血管疾患・心筋梗塞・腎不全などの発症リスクが高くなってしまう可能性があります。そうした事態を防ぐため、病気を予防し、健康に生活するための運動や食生活の改善などを本人やご家族といっしょに考え、実践する、特定保健指導を行っています。

対象は40歳以上の

市国保加入者です

特定健診の対象となるのは、満40歳以上の本庄市国民健康

保険(市国保)の加入者です。
※ただし、妊娠中の人、長期入院患者、施設入所者、人間ドックや事業所健診などの受検者(結果を提示した人)は除きます。

平成21年度の

特定健診は6月から

期間内に必ず受診を

国では、特定健診開始から5年後(平成24年度)の受診率の目標を、受診対象者の65%以上と掲げました。

「健康だから自分には関係ない」ではなく、病気の早期発見や、自分の健康管理のためにも必ず受診しましょう。

市でもこの目標を達成するために、みなさんが受診しやすい期間を設けて特定健診を行っています。

なお、来年度の特定健診は、6月から10月までに実施する予定です。該当者には事前に通知を送付します。必ず受診するようにしてください。

